

用地補償の流れ

01 測量等

事業用地の測量、境界確認、用地幅杭の打設等を行い、取得範囲を確定します。

02 地積測量図作製

取得範囲が確定したら、分筆用の地積測量図を作成します。

03 土地価格設定 補償額算定

土地は不動産鑑定を求め、適正な取得価格の設定を行います。
土地上に建物等がある場合、補償額算定のための物件調査を行い、その結果を基に補償基準に基づき補償額を算定します。

04 事前協議

契約に応じた地権者が課税の特例を受けられるか確認するため、沖縄国税事務所と事前協議を行います。

用地補償の流れ

05 補償内容の説明

地権者へ個別に土地の取得価格、補償額を提示し、内容の説明を行います。

06 契約

補償内容及び補償金額等に了解を得られた地権者と、順次契約を締結します。

07 契約の履行

契約締結後、履行期限までに建物等を解体していただきます。
土地の分筆、所有権移転登記は県が行います。

08 補償金支払

契約内容の履行を確認後、土地代金、補償金額を地権者へ支払います。
また、確定申告時に必要な収用証明書等を地権者に発行します。